

平成19年(2007年)3月9日
建設委員会資料
都市整備部建築担当

中野区資産活用木造住宅耐震改修工事費等融資利息等資金貸付条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>独立行政法人住宅金融支援機構</u>の融資を利用して木造住宅の耐震改修工事等を行う高齢者に対し、当該住宅及びその敷地を担保として、当該融資に係る利息等の支払のための資金(以下単に「資金」という。)を貸し付けることにより、中野区内の木造住宅について耐震改修の促進を図り、もって災害に強いまちづくりに資することを目的とする。</p> <p>(貸付けの要件)</p> <p>第2条 資金の貸付けを受けることができる者(以下「対象者」という。)は、60歳以上の者で次に掲げるすべての要件を備えているものとする。</p> <p>中野区内の昭和56年5月31日以前に建築された木造の一戸建ての住宅に居住していること。</p> <p>前号の住宅について規則で定める耐震改修工事を行うこと。</p> <p>前号の耐震改修工事に係る費用について<u>独立行政法人住宅金融支援機構法</u>(平成17年法律第82号)第13条第1項第9号の規定により<u>独立行政法人住宅金融支援機構</u>が行う貸付け(以下「機構融資」という。)を受けていること。</p> <p>第1号の住宅及びその敷地で、規則で定める基準を満たすものを資金の貸付けの担保に供することができる。</p> <p>国税及び地方税を滞納していないこと。</p> <p>(資金の使途)</p> <p>第3条 資金は、対象者が次に掲げる経費の支払を必要とする場合に貸し付けるものとする。</p> <p><u>機構融資の貸付金の利息</u> <u>機構融資に係る手数料等</u>で規則で定める</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>住宅金融公庫</u>の融資を利用して木造住宅の耐震改修工事等を行う高齢者に対し、当該住宅及びその敷地を担保として、当該融資に係る利息等の支払のための資金(以下単に「資金」という。)を貸し付けることにより、中野区内の木造住宅について耐震改修の促進を図り、もって災害に強いまちづくりに資することを目的とする。</p> <p>(貸付けの要件)</p> <p>第2条 資金の貸付けを受けることができる者(以下「対象者」という。)は、60歳以上の者で次に掲げるすべての要件を備えているものとする。</p> <p>中野区内の昭和56年5月31日以前に建築された木造の一戸建ての住宅に居住していること。</p> <p>前号の住宅について規則で定める耐震改修工事を行うこと。</p> <p>前号の耐震改修工事に係る費用について<u>住宅金融公庫法</u>(昭和25年法律第156号)第17条第5項及び高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第76条第1項の規定により<u>住宅金融公庫</u>が行う貸付け(以下「公庫融資」という。)を受けていること。</p> <p>第1号の住宅及びその敷地で、規則で定める基準を満たすものを資金の貸付けの担保に供することができる。</p> <p>国税及び地方税を滞納していないこと。</p> <p>(資金の使途)</p> <p>第3条 資金は、対象者が次に掲げる経費の支払を必要とする場合に貸し付けるものとする。</p> <p><u>公庫融資の貸付金の利息</u> <u>公庫融資に係る手数料等</u>で規則で定める</p>

<p>もの (対象者の認定の申請及び決定)</p> <p>第4条 (略) (契約の締結)</p> <p>第5条 前条第2項の規定により認定を受けた者(以下「借受人」という。)は、規則で定めるところにより、資金の貸付けに係る金銭消費貸借基本契約(根抵当権の設定に係る内容を含む。以下「基本契約」という。)を中野区との間で締結しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、<u>機構融資</u>に係る連帯債務者がいるときは、その者を資金の貸付けに係る連帯債務者(以下単に「連帯債務者」という。)として基本契約の締結者に加えなければならない。</p> <p>3 第1項の場合において、借受人及び連帯債務者以外の者が資金の貸付けに係る根抵当権を設定するときは、その者を基本契約の締結者に加えなければならない。</p> <p>第6条～第10条 (略) (基本契約の解除等)</p> <p>第11条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、基本契約を解除することができる。</p> <p><u>機構融資に係る契約に基づき機構融資の貸付金の償還の請求を受けたとき。</u></p> <p>偽りの申請その他不正の手段により資金の貸付けを受けたとき。</p> <p>資金を貸付けの目的以外に使用したとき。</p> <p>第13条に規定する禁止行為に違反したとき。</p> <p>前各号に掲げるもののほか、基本契約を継続することが不適当と認めるとき。</p> <p>2 第9条第1項の規定にかかわらず、区長は、前項の規定により基本契約を解除したときは、貸付金の全額を直ちに償還させることができる。</p> <p>第12条～第14条 (略) 附 則 (略)</p> <p>附 則 この条例は、平成19年4月1日から施行する。</p>	<p>もの (対象者の認定の申請及び決定)</p> <p>第4条 (略) (契約の締結)</p> <p>第5条 前条第2項の規定により認定を受けた者(以下「借受人」という。)は、規則で定めるところにより、資金の貸付けに係る金銭消費貸借基本契約(根抵当権の設定に係る内容を含む。以下「基本契約」という。)を中野区との間で締結しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、<u>公庫融資</u>に係る連帯債務者がいるときは、その者を資金の貸付けに係る連帯債務者(以下単に「連帯債務者」という。)として基本契約の締結者に加えなければならない。</p> <p>3 第1項の場合において、借受人及び連帯債務者以外の者が資金の貸付けに係る根抵当権を設定するときは、その者を基本契約の締結者に加えなければならない。</p> <p>第6条～第10条 (略) (基本契約の解除等)</p> <p>第11条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、基本契約を解除することができる。</p> <p><u>公庫融資の貸付金について住宅金融公庫法第21条の4第3項の規定による償還の請求を受けたとき。</u></p> <p>偽りの申請その他不正の手段により資金の貸付けを受けたとき。</p> <p>資金を貸付けの目的以外に使用したとき。</p> <p>第13条に規定する禁止行為に違反したとき。</p> <p>前各号に掲げるもののほか、基本契約を継続することが不適当と認めるとき。</p> <p>2 第9条第1項の規定にかかわらず、区長は、前項の規定により基本契約を解除したときは、貸付金の全額を直ちに償還させることができる。</p> <p>第12条～第14条 (略) 附 則 (略)</p>
--	--